

広島県告示第四百十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
北隠渡二丁目B地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成十三年三月三十日広島県告示第三百七十三号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱四号と五号を結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱三号及び四号は告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

呉市		市・区		
音戸町 北隠渡二丁目		町		
音戸		大字		
沖狐岩		字		
一〇〇五番一	標柱一号	地番		
一〇〇〇番	標柱二号			
九九五番	標柱三号			
七六一番一	標柱四号			
七五六番五地先道路敷	標柱五号			